

IP告知端末機の回収にご協力ください～商品券配布は12月30日まで～

令和7年9月30日をもって、IP告知端末機の情報配信、通話などの利用を終了しました。引き続き、機器の回収を行っていますので、ご協力をお願いします。役場に機器を持参し返還いただいた際に、月形商工会商品券(1,000円分)を発行していますが、商品券の発行は、令和7年12月30日までに役場へ持参した方が対象となりますので、ご注意ください。

なお、商品券の発行はありませんが、12月30日以降も回収を行います。

★IP告知端末機返還

■事前の返還申請

左下のQRコードからオンライン申請が可能です。窓口で紙の記入が不要となりますので、ご活用ください。また、取り外しの方法は、右下のQRコードから、動画で確認できます。



事前申請



取り外し動画

■返還物品

次の物品を役場に持参してください。

①本体



②ONU



③配線



※ご自宅の配線等を持ち込まないように気をつけてください

スマートフォンの購入補助について

町では、スマートフォン普及拡大支援事業（スマートフォンの購入補助）として、1世帯35,000円分の商品券を交付しています。

10月より、IP告知端末機での情報配信等が終了し、公式LINEを活用した情報発信を行っています（次のページ参照）。補助の対象となる方につきましては、この機会にスマートフォンの購入をご検討ください。

購入補助の詳細は、次のとおりです。

■対象者

- ① 本町に住民登録があり、申請する時点で65歳以上の方
- ② 新たにスマートフォンを購入および契約を行う方、または携帯電話からスマートフォンへの機種変更契約を行う方
- ③ ②の当該スマートフォンに係るモバイルデータ通信の契約をした方であること
※古いスマートフォンも対象となる場合があります
- ④ スマートフォンからスマートフォンへの機種変更ではないこと
- ⑤ LINEアプリをインストールしていること
- ⑥ ①に該当しない方で、町長が特に支援が必要と認める方（18歳未満の方を除く）

■申請に必要なもの

- ① スマートフォンの購入日、購入機種およびモバイルデータ通信契約の内容がわかる書類
- ② 申請者がスマートフォンの契約者本人であることがわかる書類
- ③ LINEアプリをインストールしていることがわかる画面の提示または画面の印刷

■支援の内容

1世帯につき、月形商工会が発行する商品券35,000円分を交付します。

※世帯を支援基準とするため、夫婦2人で、2台契約しても交付額は35,000円分となります

問合せ先

総務課危機管理係 ☎53・2321 E-mail kikikanri@town.tsukigata.hokkaido.jp

月形町公式LINEアカウント登録のお願い

町では、9月末のIP告知端末機の廃止に伴い、10月より「月形町公式LINE」で、町のお知らせなどの情報発信を行っています。

スマートフォンをお持ちの方で友だち登録をされていない方は、右図をご確認のうえ、月形町公式LINEの登録をお願いします。

なお、登録方法にご不明な点がある場合は、窓口までお越しいただくか、お問合せください。



月形町公式LINE機能について

★公式LINEメニューの変更について

公式LINEメニューに、町立病院（診療予定表）・バス時刻表を増設しましたので、ご活用ください。

①町立病院

公式LINEメニュー「町立病院」をタップする（押す）と、町立病院の診療予定をご確認することができます。

②バス時刻表

公式LINEメニュー「バス時刻表」をタップする（押す）と、路線バス岩見沢月形線、札沼線バス月形当別線・月形浦臼線の時刻表を確認することができます。

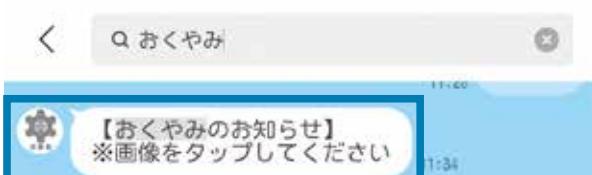


★過去の情報の確認方法について

①北海道月形町アカウントのトーク画面上部の虫メガネのアイコンを押す



③過去の投稿を確認することができます

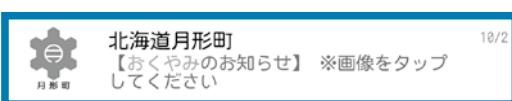


②確認したい内容を検索画面に入力し、メッセージをタップする



メッセージ

メッセージ 2



【注意事項】

「友だち登録」する以前の情報は確認することができませんので、ご承知おきください。

問合せ先

総務課危機管理係 ☎53-2321 E-mail kikikanri@town.tsukigata.hokkaido.jp